

4月
から

児童扶養手当・特別児童扶養手当 の額が改正となります

★児童扶養手当

手当の区分	【改定前】	【改定後】
児童扶養手当 (全部支給)	43,160円	43,070円
児童扶養手当 (一部支給)	所得に応じて 43,150円 ～10,180円	所得に応じて 43,060円 ～10,160円
児童2人目 の加算額	所得に応じて 10,190円 ～5,100円	所得に応じて 10,170円 ～5,090円
児童3人目以降 の加算額	所得に応じて 6,110円 ～3,060円	所得に応じて 6,100円 ～3,050円

▼問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとり内・☎23-3019)

★特別児童扶養手当

手当の種類	【改定前】	【改定後】
特別児童扶養手当 1級	52,500円	52,400円
特別児童扶養手当 2級	34,970円	34,900円
特別障害者手当	27,350円	27,300円
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
経過的福祉手当	14,880円	14,850円

▼問合せ 介護課障がい支援係
(ゆとり内・☎25-2665)

児童手当を受けるには 申請が必要です

■問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとり内・☎23-3019)

児童手当は中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転出入、児童と別居したときなど変更が生じた場合は、15日以内に（公務員は勤務先で）手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

▼申請時に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ印除く）
- ・家族全員の健康保険証の写し

※その他必要に応じて提出するものもあります。

▼支給額（月額）

年齢区分	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

広 告

広 告

高齢者肺炎球菌予防接種 ～接種はお済みですか？～

肺炎球菌による肺炎は、予防接種で重症化や発症を防ぐことが期待できます（※新型コロナウイルス感染症に対する予防接種ではありません）。70～100歳までの5歳きざみの年齢の方は平成29年度にも定期接種の対象となっていたため、高齢者肺炎球菌予防接種済証をご確認ください。1度接種したことがある方は対象外です。接種歴がわからない方は問合せください。対象者は毎年異なり、対象の方は機会を逃さないよう、感染症の流行状況に合わせて接種しましょう。

▼期限 令和5年3月31日（金）

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（p.28）に掲載しています。事前に医療機関へ予約が必要です。
- ・入院または入所中など、町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。
- ・体調の悪い時を避け、マスクを必ず着用しましょう。

▼対象者

※誕生日前でも接種できます。接種回数は1回です。

①次の年齢（生年月日）の方

- ・65歳（昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生）
- ・70歳（昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生）
- ・75歳（昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生）
- ・80歳（昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生）
- ・85歳（昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生）
- ・90歳（昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生）
- ・95歳（昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生）
- ・100歳（大正11年4月2日～大正12年4月1日生）

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級程度）

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
（ゆとろ内・☎23-4044）

広 告

国民年金保険料 ～変更手続きと支払いについて～

【国民年金への変更手続きはお済みですか？】

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入が義務付けられており、勤務先を退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の届け出が必要です。また、扶養の配偶者も届け出が必要です。年金手帳など基礎年金番号がわかるものと、社会保険の離脱を証明する書類を持参し、役場の戸籍年金係または年金事務所で手続きしてください。離職により保険料免除を希望される場合は、雇用保険の離職票もご持参ください。

【国民年金保険料の支払いは前納がお得！】

令和4年度国民年金保険料は月額16,590円です。保険料の納付は「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」がお得です。また、納付書やクレジットカードによる納付よりも口座振替の方が、割引額が多くお得です。口座振替・クレジットカードでの前納の申込みは、2月末で一部終了していますが、6カ月前納（10月～翌年3月分）は8月末まで手続きが可能です。

納付方法	割 引 額			
	1カ月（早割）	6カ月前納	1年前納	2年前納
納付書・クレジットカード	-	810円	3,530円	14,540円
口座振替	毎月50円 （年間600円）	1,130円	4,170円	15,790円

【Pay-easy（ペイジー）が便利！】

保険料を納付書で支払う場合、自宅や外出先、夜間や休日でも納付することができるPay-easyが便利です。納付書の左側に記載されている「収納機関番号」「収納番号」「確認番号」を対応のATM、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。ただし、コンビニ内の複数の銀行に対応しているATMでは利用できません。

▼問合せ

- ・役場住民課戸籍年金係（☎23-2463）
- ・札幌北年金事務所（☎011-717-4112）

広 告